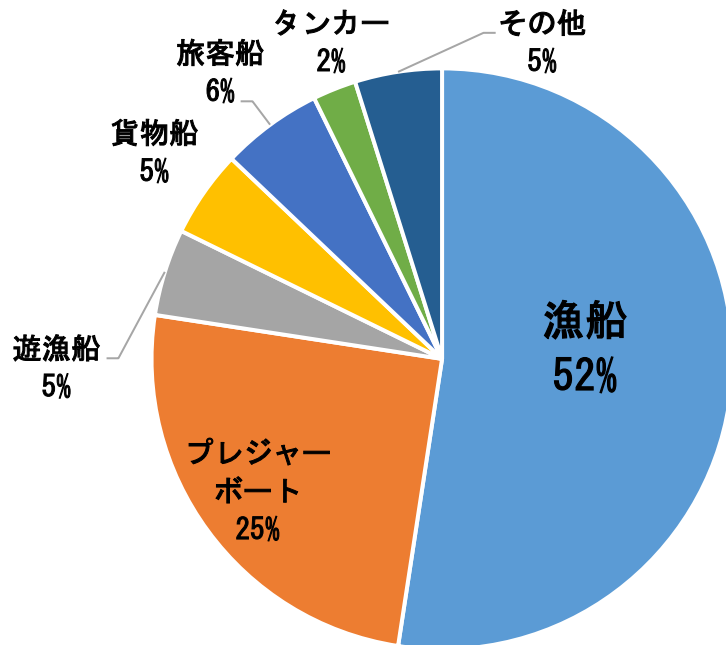


小型船舶等（漁船）における ライフジャケット着用義務拡大について

漁船からの海中転落者の現状

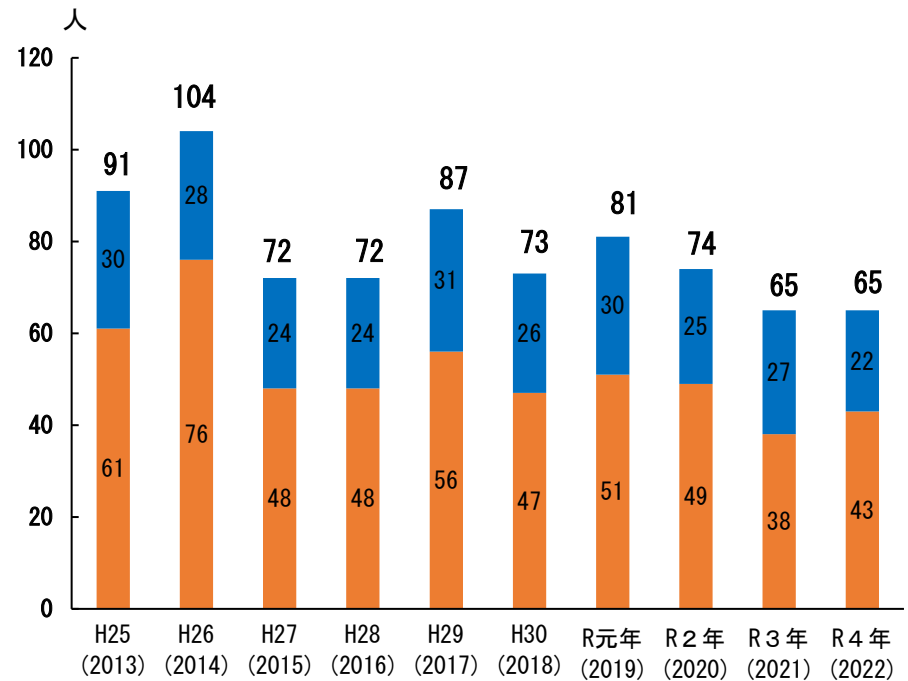
- 令和4(2022)年の船舶事故を伴わない海中転落者は、5割以上を漁船が占めています。また、漁船からの海中転落者数は65人、そのうち43人が死亡又は行方不明者となっています。

船舶事故を伴わない海中転落者数（令和4年）



資料: 海上保安庁「海難の現況と対策」に基づき水産庁で作成

漁船からの海中転落者数及び海中転落による死者・行方不明者数の推移



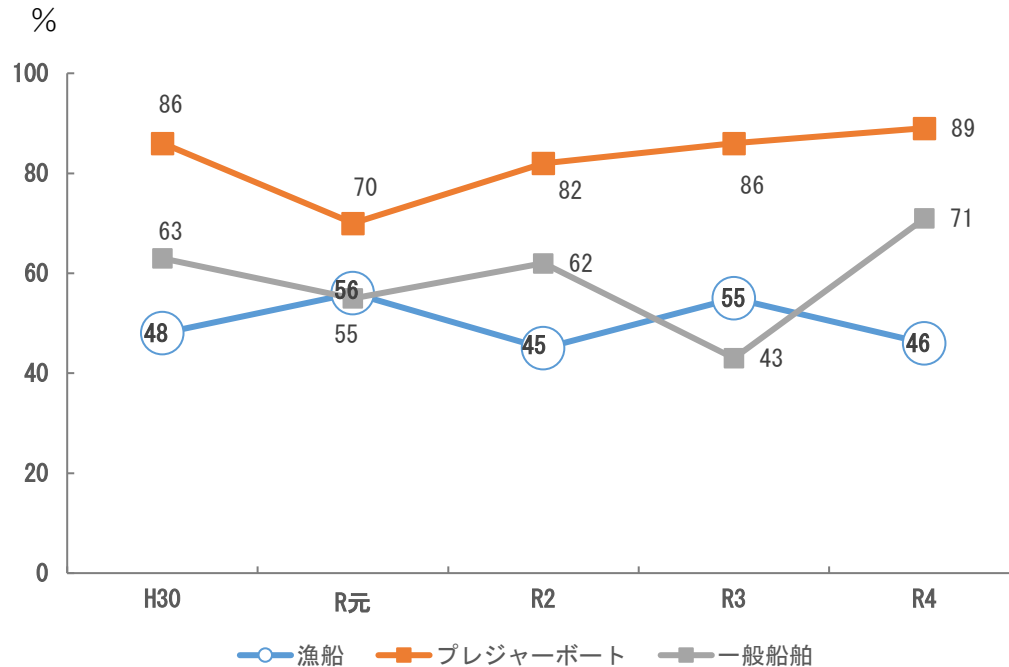
■ 死者・行方不明者数以外
■ うち死者・行方不明者数

資料: 海上保安庁「海難の現況と対策」に基づき水産庁で作成

ライフジャケット着用率及び生存率

- 漁船の海中転落事故における、ライフジャケット着用率は約5割と低い状況です。
- ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は、非着用の場合に比べて約2倍となっており、ライフジャケットの着用は命を守るためにも必要不可欠なものです。

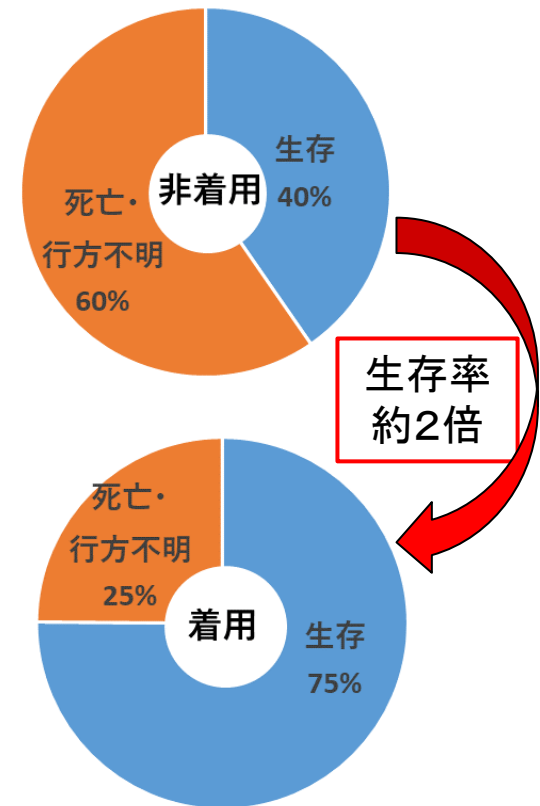
海中転落者のライフジャケット着用率の推移



※船舶事故による海中転落者を含む。

資料:海上保安庁「海難の現況と対策」に基づき水産庁で作成

漁船におけるライフジャケット着用の有無による海中転落者の生存率の比較 (H30年～R4年)



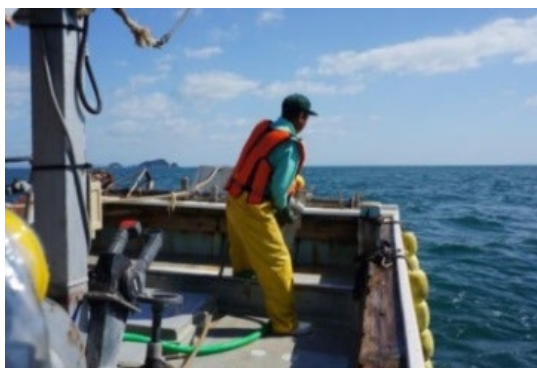
資料:海上保安庁調べ

小型船舶(漁船)のライフジャケット着用義務

小型船舶(漁船)のライフジャケットの着用については、国土交通省が所管している「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」が一部改正され、平成30年2月1日以降、原則全ての乗船者に義務付けられました。

改正前

着用義務



航行中※の小型漁船に1人で乗船して漁ろうに
従事している者

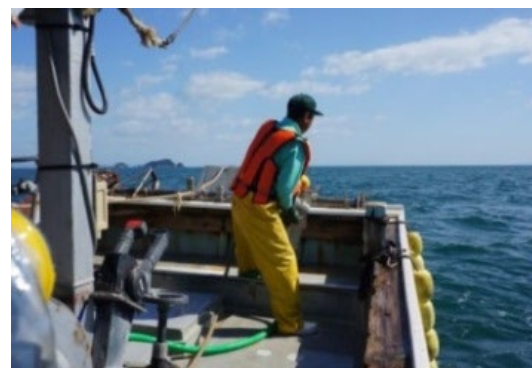
努力義務



1人乗り以外の
漁船で漁ろうに
従事している者

改正後(平成30年2月1日以降)

全ての乗船者に着用義務



航行中※の小型漁船に1人で乗船して漁ろうに
従事している者



1人乗り以外の
漁船で漁ろうに
従事している者

※「航行中」とは、船舶が錨泊・係留をしていない状態をいう。シー・アンカーを展開している場合は錨泊・係留に含まれない。

着用義務の違反者に対する処分

- 乗船者にライフジャケットを着用させなかった船長(小型船舶操縦者)には、違反点数2点が付され、再教育講習を受講しなければなりません。
- 再教育講習を受講した方は、累積点数から2点を減じます。(累積点数が処分に達した場合を除く。)
- 違反点数が累積して行政処分基準(5点以上)に達すると、最大で6か月の免許停止になります。
- 違反点数の付与は、2022年2月1日から開始されています。
- 従前から着用義務がかかっている1人乗りの乗船者は、これまでどおり点数が付与されます。

■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、 発航前の検査義務違反	2点	5点

■ 行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止 1月	業務停止 2月
	有	業務停止 3月	業務停止 4月	業務停止 5月	業務停止 6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

※総トン数30トン以上の漁船及び総トン数5トン以上30トン未満の一部の漁船(定置網漁業等を除く漁船)については、船員法に基づき着用義務が課されています。

ライフジャケットの着用は、①総トン数20トン未満の漁船（船員法適用漁船を除く）については、船舶職員及び小型船舶操縦者法、②総トン数30トン以上の漁船及び総トン数5トン以上30トン未満の一部の漁船（定置網漁業等を除く漁船）については、船員法に基づき義務が課されています。その範囲は以下のとおりです。

漁船の種類	①総トン数20トン未満の漁船 (船員法適用漁船を除く)	②総トン数30トン以上の漁船及び総トン数5トン以上30トン未満の一部の漁船(定置網漁業等を除く漁船)
義務対象者	小型漁船の甲板上にいるすべての乗船者(※)	・甲板上で漁ろう作業を行わせる漁船所有者 ・漁船所有者に命綱又は作業用救命衣の使用を命ぜられた船員
根拠法令	・船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の36第4項 ・船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第137条	・船員法第81条第1項 ・船員労働安全衛生規則第16条第3項及び第57条
違反した場合の罰則等	国土交通大臣による6か月以内の業務停止等の処分の対象(船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の7)	船舶所有者：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(船員法第130条) 船 員：30万円以下の罰金(船員法第128条の3)

(※) 平成30年2月1日以降、20トン未満の小型漁船の場合、原則全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務付けられています。

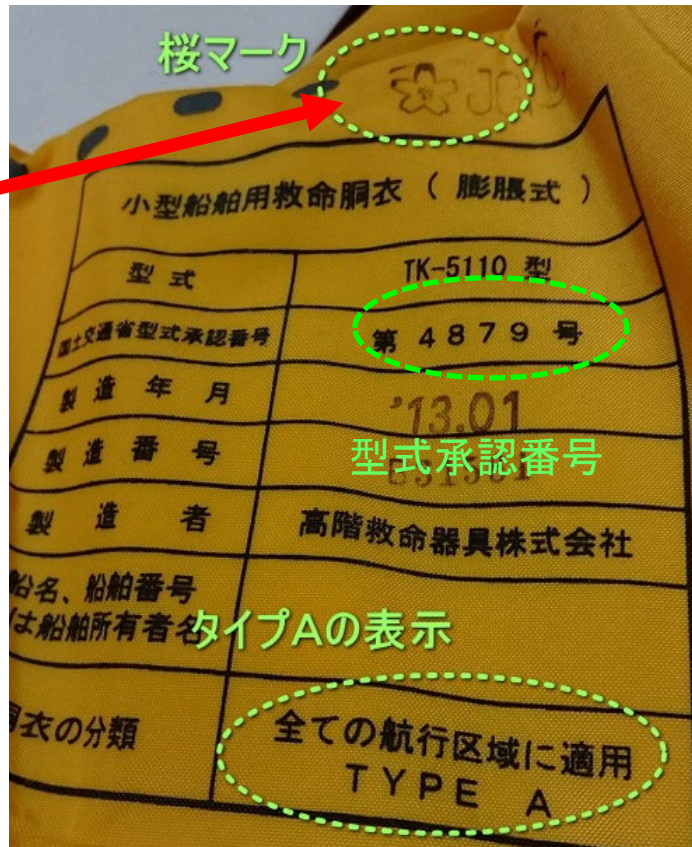
5t未満	5トン以上30トン未満	30トン以上
	20トン	
	①船舶職員及び小型船舶操縦者法	②船員法
	(※1)地先漁業	
	(※2)	

(※1) 総トン数20トン以上30トン未満の地先漁業(定置網漁業、区画漁業、共同漁業)を営む漁船についてはライフジャケットの着用を推奨。

(※2) 総トン数5トン以上30トン未満の地先漁業(定置網漁業、区画漁業、共同漁業)や労働者を雇用していない漁船は船員法が適用されません。

着用が義務付けられるライフジャケット

- ライフジャケットには、水中で浮き上がる力が7.5kg以上あること、顔を水面上に維持できることなどの様々な安全基準が定められています。
- 国土交通省が試験を行って安全基準への適合を確認したライフジャケットには、桜マーク(型式承認試験及び検定への合格の印)があります。
- 着用義務の対象となる場合、原則として、桜マークのあるライフジャケットを着用しなければなりません。



ライフジャケットの内側には、国が安全性を確認した旨の桜マーク及びタイプ別等の表示があります。

- Aタイプは12海里を超えて操業する小型漁船(船検必要)に使用が認められています。
- A,D,F,Gタイプは12海里以内で操業する小型漁船(船検不用)に使用が認められています。

使用が認められているライフジャケットの種類

TYPE:A (法定備品)



- 【特徴】(作業用救命衣兼用品もあり)
- ・サーチライトを反射する反射材がある
 - ・ホイッスル(笛)がある
 - ・黄やオレンジなどの発見されやすい色
 - ・浮力が7.5kg以上ある

TYPE:D



- 【特徴】
- ・サーチライトを反射する反射材がある
 - ・ホイッスル(笛)がある
 - ・黄やオレンジに限らず自由な色
 - ・浮力が7.5kg以上ある

TYPE:F



- 【特徴】
- ・黄やオレンジに限らず自由な色
 - ・浮力が7.5kg以上ある

TYPE:G



- 【特徴】
- ・小型船舶用浮力補助具
 - ・黄やオレンジに限らず自由な色
 - ・浮力が5.85kg以上ある

※船員法が適用される漁船において作業を行う場合には、船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号)第16条第3項において、命綱、安全ベルト又は作業用救命衣を使用することが義務付けられています。

軽くて着やすいライフジャケット

軽くて使いやすいライフジャケットが各メーカーで開発されています。国土交通省が試験を行って安全基準への適合を確認したライフジャケットを紹介します。

●いろいろなライフジャケット(小型船舶用救命胴衣及び作業用救命衣)

胴衣の分類	小型船舶用救命胴衣	作業用救命衣 (小型船舶用救命胴衣兼用)	作業用救命衣 (小型船舶用救命胴衣兼用)	作業用救命衣 (小型船舶用救命胴衣兼用)	作業用救命衣 (小型船舶用救命胴衣兼用)	作業用救命衣 (小型船舶用救命胴衣兼用)	小型船舶用救命胴衣 (小児用)
メーカー	高階救命具株式会社	藤倉航装株式会社	日本救命器具株式会社	日本船具株式会社	東洋物産株式会社	アール・エフ・ディー・ジャパン株式会社	株式会社オーシャンライフ
URL	http://www.tlpc.co.jp	http://fujikura-parachute.co.jp	http://www.nickyu.co.jp	http://www.nihon-sengu.co.jp	http://www.toyo-bussan.co.jp	http://www.rfd.co.jp	http://www.lifejacket.jp/
製品名	BSJ-2520RS	FN-80	ベルトn	NS-ウクンダ A80	FW-3	TJW-5R	オーシャンJr-1M
型式名 (型承番号)	TK-2420RS型 (5260)	同上 (5280)	ベルトn型 (4538)	NS-ウクンダ A80型 (4576)	同上 (4529)	同上 (4861)	同上 (4463)
浮力方式	膨脹式	膨脹式	膨脹式	気体密封式＋発泡樹脂	固型式	膨脹式	固形式
着用方式	首かけ式	首かけ式	腰巻式	チョッキ式	チョッキ式	首かけ式	チョッキ式
製品質量	約570g	約600g	約690g	約660g	約590g	約630g	約350g
特徴	軽量、小型化により着心地を大幅改良。充気装置の使用可否がインジケータの色により一目で確認可能。	従来品より大幅に丈を短くし、着心地と動きやすさを追及したコンパクトモデル。	外装布(カバー)に、充気装置の確認用窓を設置した腰巻式のモデル。	2種類の浮力体の使用と、フロントフラップの標準装備により、作業性・着用性・柔軟性に加え安全性も向上したモデル。	分割したボディと浮力体により、作業性と通気性を両立したプロ用モデル。	作業の邪魔にならない安定した装着感	小型軽量の小児用モデル。
写真							

※ライフジャケットの機能等の詳細については、各メーカーにご確認ください。

資料:国土交通省

作業環境に適した着やすいライフジャケットの例

➤ 例を参考に自分の作業環境にあったライフジャケットを選んで着用しましょう。

作業環境に適した着やすいライフジャケットの例

※本資料は水産庁補助事業「安全な漁業労働環境確保事業（平成25～29年度）」の成果にもとづいて（国研）水産研究・教育機構 水産工学研究所が製作しました。資料の製作にあたっては小型船舶関連事業協議会にご協力いただきました。

着用阻害要因	作業の例	阻害要因の改善	推奨するタイプ		
			タイプ	製品の例	特徴
引っかかりやすい	のり養殖：箱船での摘採作業時に網に引っかかる 刺網：投網、揚網作業時に網に引っかかる	引っかかりにくいタイプを選択	固型式 空気密封式		表面がなめらかで突出部が少なく引っかかりにくい。
			首掛け式、腰ベルト式（作動索が突出しないタイプ、突出部の少ないタイプ） カップズボン式		作動索の配置や端部の形状などを工夫している機種もある。 カップズボン式は浮力体をカップの内側に装備している。
かさばって作業しにくい	甲板上での漁獲物選別作業	軽装で作業しやすいタイプを選択	首掛け式 腰ベルト式 ポーチ式		固型式や気体密封式とくらべてコンパクトで作業を妨げにくい。
			固型式（スリットや折れ目のあるタイプ）		スリットや折れ目を設けることで作業性を向上している。
暑い、蒸れる	夏季の作業全般	通気性の良いタイプを選択	首掛け式 腰ベルト式 ポーチ式		固型式や気体密封式と比べてコンパクトで皮膚を覆う面積が少ない。
寒い	冬季の作業全般	保温性の良いタイプを選択	固型式 気体密封式		浮力体（発泡樹脂、気室）が断熱材となるため防寒着代わりになる。
着脱が面倒	休憩時などに頻繁な着脱が必要な場合	着脱が容易なタイプを選択	腰ベルト式 ポーチ式 カップズボン式		腰に巻いてバックルをとめるだけで容易に装着できる。 カップズボン式はカップとライフジャケットを同時に着脱できる。
サイズが合わない	冬季の漁労作業で、厚着した上にライフジャケットを着用すると上半身を動かしにくい	サイズ選びのできるタイプ、調整範囲の広いタイプを選択	固型式、気体密封式（サイズ選びのできるもの、調整範囲の広いもの）		サイズ選びのできる機種もある。
			腰ベルト式 ポーチ式		ベルト長さを調節することである程度のサイズ範囲に対応できる。

膨張式ライフジャケットは保守・点検が必要です！

- 一度使ったガスボンベは再使用できませんので、日常の点検で確認して下さい。
- 日常点検等についての詳細及びメーカーによる点検・修理に関する情報は下記のマニュアルをご覧ください。



【マニュアル掲載先】

日本小型船舶検査機構 (PDF形式)

http://www.jci.go.jp/jikommanual/pdf/bouchou_lj.pdf

小型船舶関連事業協議会 (PDF形式)

http://www.jc-kyougikai.org/news/documents/expandedLifeJackt_20080806.pdf

※ 膨張式ライフジャケットのメーカーによる点検・修理については、以下のメーカーにご相談下さい。

- ・アール・エフ・ディー・ジャパン(株) TEL:045-629-0055
- ・高階救命器具(株) TEL:06-6568-3512
- ・東洋物産(株) TEL:03-3312-1471
- ・日本救命器具(株) TEL:03-6221-3393
- ・日本船具(株) TEL:03-3447-7272
- ・藤倉航装(株) TEL:03-3785-2108

(注: 小型船舶関連事業協議会より情報を頂いた製造者のみを記載しています。)

- ライフジャケットの着用が義務付けられているにもかかわらず、依然として着用せずに操業を行っている漁業者が散見されているのが現状です。
- ひとたび事故が起これば、漁業者自身の生命が危険にさらされるだけでなく、家族や仲間の漁業者にも深い悲しみや大きな経済的負担をもたらすことを忘れないでください。
- 漁業者の皆さまには、万が一の事故に備えて自分の作業にあったライフジャケットを必ず着用する、ということを常に心がけるようお願いします。

ライフジャケット着用義務について詳細を知りたい方は、国土交通省のホームページを御覧下さい！

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



参考1:適用除外となる場合の例

①負傷、身体的障害及び著しく体型が大きい者

負傷、身体的障害及び著しく体型が大きいことなど船外への転落に備える必要な措置を講ずることができない者(別途適切な命綱又は安全ベルトを着用する必要があります)

②命綱・安全ベルトを着用している者

適切な命綱又は安全ベルトを着用して作業を行っている者



③船外において、専用の装備を着用している者

潜水漁業などの船外において行う作業を行うために、船上で専用の装備を着用している者(専用装備の上からさらに重ねてライフジャケットを着用することが当該専用装備の機能を阻害する場合に限る)

※船外に身を乗り出す行為や、釣りなどの他の作業をする場合は適用除外になりません。



④船室内にいる者

もっぱら屋根と壁に囲まれた船室の中にいる者(船室の窓や扉、甲板上のハッチが一時的に開いていてもその内部は適用除外になります)



- 遊漁船においても、漁船と同様に乗船者に対して救命胴衣の着用が義務付けられています。
- 遊漁船業者に対しては、遊漁船に乗船する利用者に救命胴衣を着用させることを義務付けており、利用者が着用せずに乗船した場合は、遊漁船業者が遊漁船業の適性化に関する法律に基づく業務改善命令の対象になることに加え、遊漁船の操縦者が、船舶職員及び小型船舶操縦者法に違反することになります。

